

民間保険 (生命保険・損害保険)

本資料は、金融経済教育推進機構(J-FLEC)が作成したものです。本資料は、中立・公正な立場から金融リテラシー・マップに沿った金融経済教育を実施することを目的としており、特定の金融商品の勧誘を意図しておりません。J-FLECは、インターネットを通じて提供されている情報を含め、信頼性が高いとみなされる情報等に基づいて本資料を作成しております。しかしながら、当該情報が正確であることを保証するものではありません。また、当該意見・見通しは、将来予告なしに変更される事があります。ご使用にあたっては、「[講師派遣で使用する教材の公開について](#)」(「一般の方のご利用について」)をご確認ください。(上記リンクをクリックあるいは下記二次元コードを読み取りいただくと、J-FLEC HP(発表・広報)に遷移します)。

J-FLEC

金融経済教育推進機構



CONTENTS

- ① リスクへの備え
- ② 保険の仕組み
- ③ 社会保険と民間保険
- ④ 民間保険の商品概要
- ⑤ 保険契約
- ⑥ 参考



① リスクへの備え

- 「リスク」という言葉には2つの意味合いがあります。
『資産運用では「リスク＝運用成果の振れ幅(不確実性)」、
保険では「リスク＝危険性、事故の起きる可能性」』です。

例えば、



ケガをした



病気にな
った



親など家計を支えていた方
が亡くなった



交通事故
を起こした



家が火事
にあった



介護が必要
になった



仕事を引退して
長生きした

- 長生きすること自体がリスクなのではなく、仕事を引退することで収入が減少し、支出(≒生活費)が収入を上回る状態(赤字家計)が続くことが長生きによる経済的リスクです。

※資産運用におけるリスク(運用成果の振れ幅)とは意味合いが異なります。

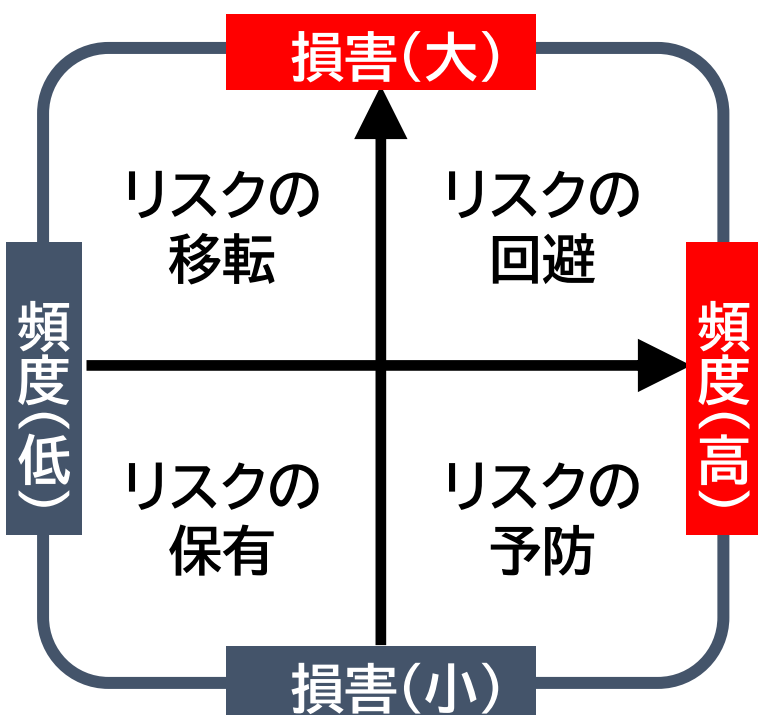
- 赤字家計が長く続くことで生活が困窮しないよう、**社会保障制度が老後生活の基本を支えています。**

- 個人の働き方・生活スタイルによって収入・支出は異なりますが、

①より長く働く、②資産形成・個人年金などで準備する、③生活スタイルを見直して支出を抑える、などの工夫で長生きによる経済的リスクに備えることができます。

- 日常生活におけるリスクは、『**「発生頻度」と「損害規模」の2軸に分類して考える**』ことが有効です。
- リスクの分類に応じて、適切な対策を取ることが重要です。

リスク分類



日常におけるリスク対策と具体事例

分類		(参考)リスク例	(参考)対策例
頻度(高) 損害(大)	回避	渡航中止勧告が出ている地域に行き、現地で事件に巻き込まれる。	渡航中止勧告が出ている地域には行かない。
頻度(高) 損害(小)	予防	冬に風邪をひく。	身体を冷やさないよう暖かい服装をする。うがい、手洗い等をこまめに行う。
頻度(低) 損害(大)	移転	自動車運転中の事故で、相手に大ケガを負わせ、多額の賠償が必要となる。	高額賠償に備えて、自賠責保険(強制加入)、自動車保険(任意加入)に加入する。
頻度(低) 損害(小)	保有	通勤/通学中にイヤホンを紛失する。	自己資金でイヤホンを買直し。

※全ての経済的リスクに当てはまるものではありません。

- 交通事故や火災など、『私たちの身の回りにはさまざまな**リスク**』が潜んでいます。
- 交通事故はおおよそ1分48秒に1件、自転車事故は7分47秒に1件発生しており、非常に身近なリスクといえます。

リスク	発生件数・人数	発生頻度
交通事故	1年間で290,895件	約1分48秒に1件※1
自転車事故	1年間で67,531件	約7分47秒に1件※2
火災	1年間で37,141件	約14分9秒に1件※3

※1 警察庁「令和6年中の交通死亡事故の発生状況及び道路交通法違反取締り状況等について」をもとにJ-FLECで試算

※2 警察庁「自転車を安全・安心に利用するために【自転車ルールブック】」をもとにJ-FLECで試算

※3 総務省「令和6年(1月～12月)における火災の状況(確定値)」をもとにJ-FLECで試算

- リスクが発生すると、『自分が損害を被るだけでなく、他人に与えた損害を償うこと(損害賠償)が必要』になることがあります。
- 特に、交通事故を起こした場合や一家の働き手が死亡した場合など、『預貯金等の備えでは賄いきれない大きな金額が必要』となる場合があります。

交通事故(人身事故)を起こした場合の賠償

- 被害者に、治療関係費、休業損害、逸失利益、慰謝料などを賠償する必要がある。
- 被害者の収入や負傷の程度次第で自賠責保険の補償限度額を上回る数千万円以上の高額賠償が生じることもある(※)。
- 自転車事故でも同様に高額賠償の事例がある。

※自賠責保険の補償限度額:死亡3,000万円、後遺障害4,000万、傷害120万円。

主たる働き手の死亡

- 社会保険で遺族年金などの保障があるが、以後の生活には大きな金額が必要。
- 残された家族の状況、働き方・就学などで必要となる金額は異なるため、シミュレーション等でイメージすることが重要。

- リスクが発生した際の影響を適切に把握するために、シミュレーションを使って自身の生活状況に応じた金額をイメージしましょう。

生命保険文化センター提供 e-ライフプランニング

生命保険文化センター シミュレーション 検索

自身および配偶者の年齢・職業・年収・家族構成・生活費・貯蓄額等の必要情報を入力することで、将来の収支のシミュレーションと、リスクが発生した場合の必要な金額がイメージできます。

※概算ですので、生活環境が変わると必要な金額も変化します。
定期的な見直しを行いましょう。

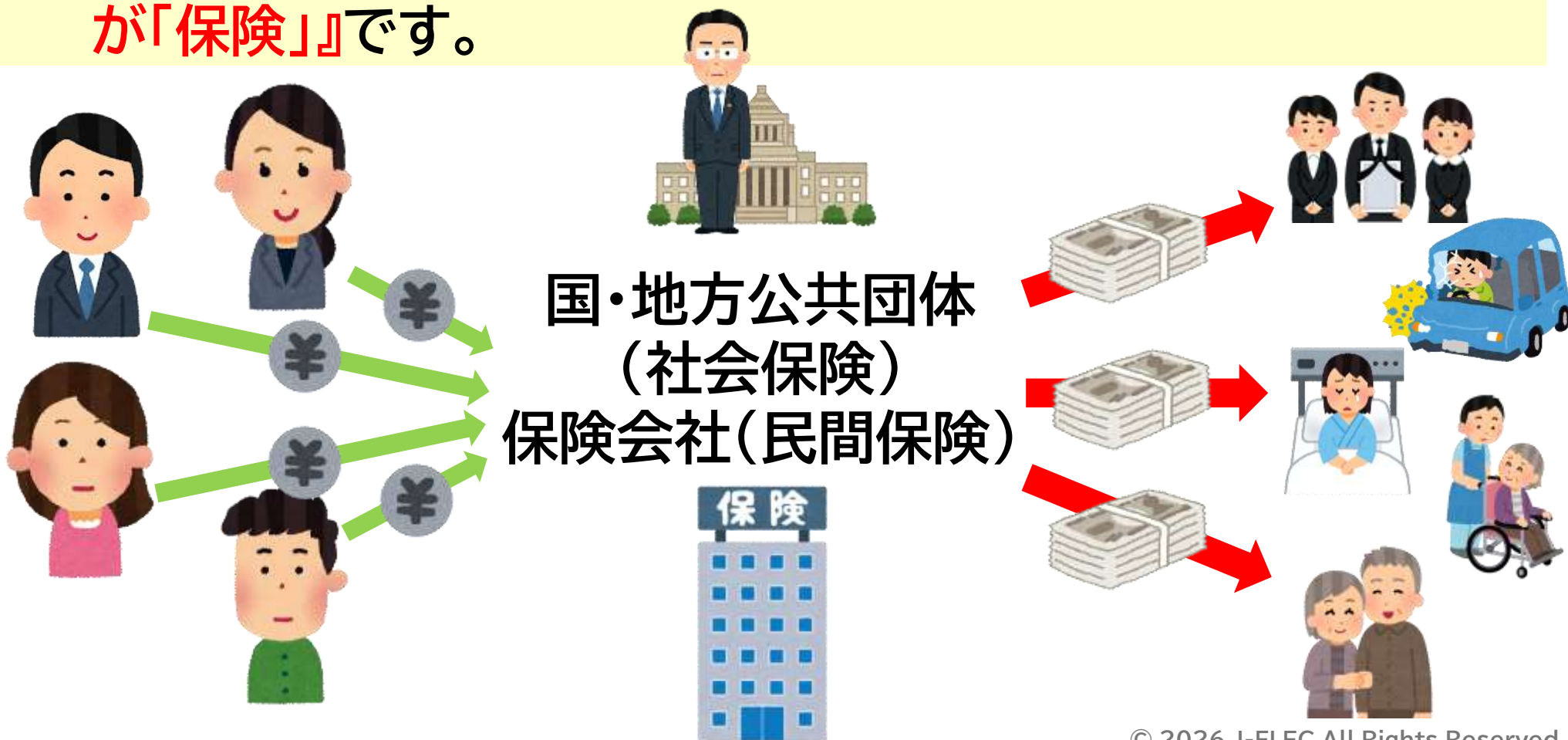


The page features several decorative blue circular icons with stylized symbols, including a smiley face, a plus sign, and a circular arrow, scattered around the central text.

2

保険の仕組み

- 『起きる可能性は低いものの、発生すると損失が大きい場合』に備えて、みんなで少しずつお金(=保険料)を出し合って、万一の際に『大きな保障(=保険金)を受けられる仕組みが「保険」』です。



100人の部員がいる
サッカーチーム



毎年5人の
部員がケガ
をしている



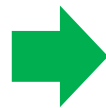
対策をしても
ケガは減らない…



ケガの治療費は
1人1万円



部員全員で治療費
(1万円)を分担
したらいいのでは？



治療費は全員分で
 $1万円 \times 5人$
➡ 5万円



治療費 部員全員
 $5万円 \div 100人$
➡ 1人あたり
年間500円



ケガした部員は
1万円を受け取り、
治療費にあてる

ケガに備えるために……

それぞれが
出し合う費用



×



100人



¥10,000

¥10,000

¥10,000

¥10,000

¥10,000



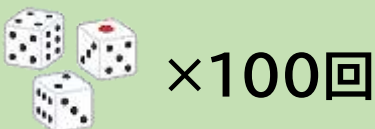
ケガした部員は1万円ずつ受け取り、治療費にあてる

- 個々の場合には偶発的なものであっても、『**たくさんの事例を集めることで一定の結果に近づく現象を大数の法則**』と言います。
- 保険は大数の法則が活用されています。

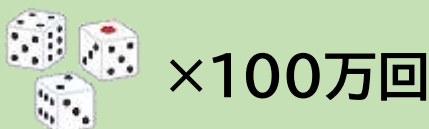
サイコロの場合



サイコロを3回振ると、どの目が出るかは分からない。



サイコロを100回振ると、1～6それぞれの目の出る確率は、6分の1に近づくがブレがある。



サイコロを100万回振ると、1～6それぞれの目の出る確率は、限りなく6分の1に近づく。

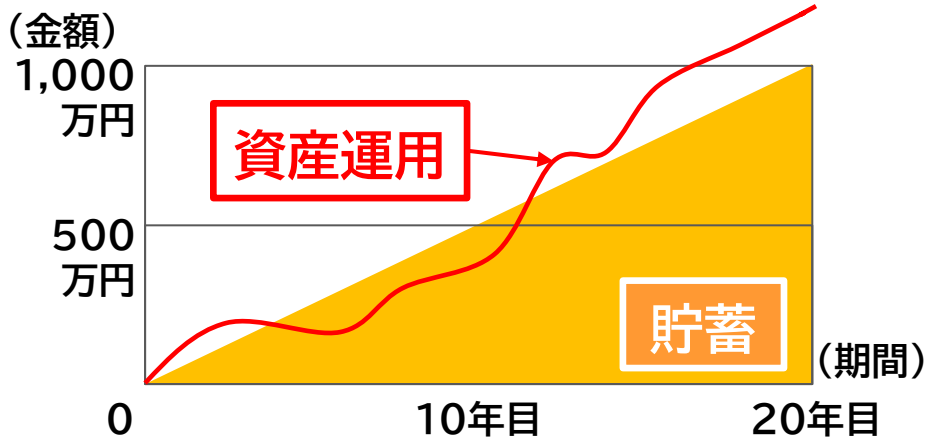
保険では

1万人に1人の確率で病気になり、治療費に100万円かかる場合、1万人が1人100円ずつ出し合うと、病気になっても治療できる。

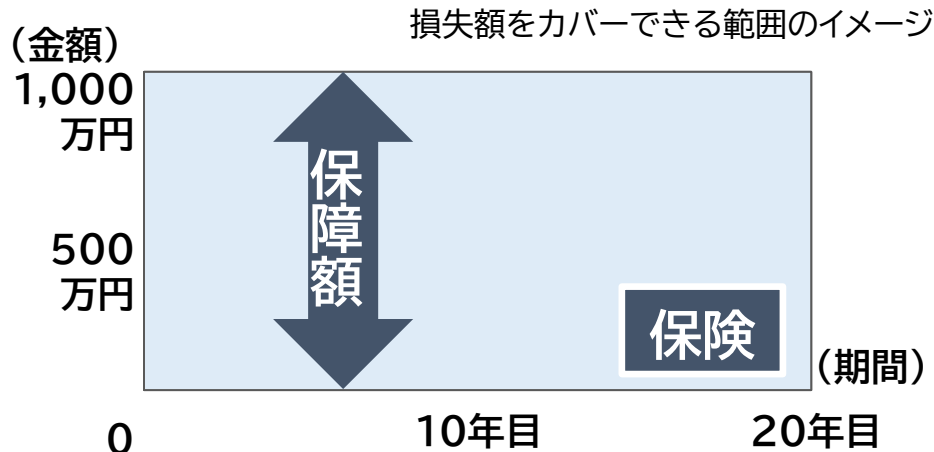
ただし、1万人に1人の確率が、今回は2人出るかもしれないし、ゼロ人かもしれない。そこで大数の法則を活用。

100万人いれば、病気になる確率が平均化(およそ100人となりブレが小さくなる)されるので、1人100円ずつ出し合うことで、万一の病気にも備えることができる。

資産形成のイメージ(三角▲)



保険のイメージ(四角■)



目的

将来のライフイベント費用



特徴

- 貯めたお金は様々な目的に使える。
- 少しずつ増えるので計画性が必要。
- 運用次第で資産が増減する。
- 想定外の支出には必要な金額に満たない場合がある。

目的

万一のリスク・収入減への備え



特徴

- 万一の支出に備えて保険料を支払う。
- 加入後はいつ事故が発生しても保険金を受け取れる。
- 介護・長寿による収入減なども保障。
- 社会保険 + 民間保険で保障。

※上記のイメージ図は、将来の運用成果を保証するものではありません。



3 社会保険と民間保険

○ 国民全員が加入し、国民全員で支え合うのが
社会保険（公的年金、公的医療保険など）

※国民全員が備えるべきリスクに対応

○ 加入は任意だが、加入者同士で支え合うのが
民間保険（生命保険、損害保険など）

※個人で備えが必要と考えるリスクに対応

【ポイント】社会保険も民間保険も、以下の点では同じ

- リスクに備える対価として保険料を支払う
- リスク発生時に保障（補償）される

- 日本の福祉社会は、『①自助(個々人の努力)、②共助(社会保険)、③公助(社会福祉等)の適切な組み合わせ』によって形づくられています。

	考え方	主な財源	具体的な行動や制度
基本	自助	自ら働き、自分の健康や生活は自分で守る	自分のお金 ✓預貯金・投資 ✓民間保険への加入
補完	共助	生活上の様々な困難に対して、社会連帯の考え方で支え合う	社会保険料 ✓社会保険 年金、医療、介護、雇用、労災
社会 保障 制度 <small>自助、共助 では対応 できない</small>	公助	特定の人々※の生活を公的に支援する	税金 ✓社会福祉 障害者福祉、児童福祉等 ✓公的扶助 生活保護

※ 障害者、ひとり親家庭など社会生活をする上で様々なハンディキャップを負っている人や生活に困窮する人

- 社会保険は『病気やけが、老齢、失業などで困窮の原因となりうる保険事故に遭遇した場合に一定の給付を行うことで、国民の生活の安定を図ることを目的とした保険制度』です。

制度	主な保障内容
1. 公的年金(国民年金・厚生年金保険)	老後・障害状態時・遺族の生活費など
2. 公的医療保険(健康保険など)	病気やケガにかかる治療費
3. 公的介護保険	介護サービス(訪問介護など)費用
4. 雇用保険(失業保険)	失業時の生活費
5. 労働者災害補償保険	仕事中のケガ等の治療費

支給	基本給	時間外手当	通勤手当	総支給額
	330,000	30,000	15,000	375,000
控除	雇用保険	健康保険	厚生年金保険	社会保険料計
	2,000	19,000	35,000	56,000
	所得税	住民税	介護保険	税額計
	10,000	20,000		30,000

会社員の場合、社会保険料は給与天引きで納付します。
(自営業者はご自分で納付)
介護保険は40歳から納付開始。

○ 社会保険は、『**保険料(収入に応じて負担)と税金で運営**』され、社会全体で支え合う仕組みです。

○ 「公的年金」は、収入減少というリスクに対して収入面で保障する制度で、長生きをした(老齢年金)、障害を負った(障害年金)、親など家計を支えていた方が亡くなった(遺族年金)ときなどに受給できます。

国民
皆年金



障害年金・遺族年金は、
若くても、要件を満たせば、
年金受取の対象。

○ 「公的医療保険」は、病気・ケガなどで通院・入院をしたときなどに給付され、健康保険組合などを通じ国民全員が加入しています。

国民
皆保険



○ 「公的介護保険」は、要介護認定者等の介護サービスに係る費用を給付しています。

40歳以上が対象



- リスクに備える手段として、民間保険(任意)もあります。
- 『(強制加入の)社会保険の保障内容をよく理解したうえで、(必要に応じた)民間保険を検討』することが重要です。

リスクのイメージ

病気・ケガ



社会保険

公的医療保険

民間保険

公的医療保険適用外の支出+生活費等
差額ベッド代や自己負担の軽減、収入減少等
への備えとして民間医療保険等を検討

長寿
介護公的年金(老齢年金)
公的介護保険

自身または家族が必要と考える金額
備えとして個人年金保険、民間介護保険等
を検討(必要に応じて資産形成も検討)

親など家計を
支えていた方の死亡

公的年金(遺族年金)

自身または家族が必要と考える金額
子どもの教育費や遺族の生活費等への
備えとして死亡保険等を検討

交通事故
火事など

—

事故による損害を補償
備えとして自動車保険・自転車保険、火災保険
等を検討(自賠責保険は強制加入)

- 保険の仕組みは『**相互扶助(互いに支え合い)**』です。また、保険は多様なリスク(万一の支出・収入減の可能性)に対して、『**小さな負担で大きな損失に備える**』ことができます。



たくさんの人が少しずつ
お金を出し合い、



大きな共有の
準備財産をつくり、



万一のことがあった人に
まとまったお金を提供する
(相互扶助の仕組み)

小さな負担(保険料支払)で、
大きな損失に備える(保険金
受取)ことができる。

リスクに備える対価として
保険料を支払うため、保険を
かけた事故や災害でないと
保険金は受け取れない。
また、一般的に支払った保険
料は戻らない。

- 生命保険は、『人の生死に関してあらかじめ約束した金額を受け取れる保険』です。
万一の時に生活を守ることから『保障』と書きます。
- 損害保険は、『偶然の事故によって生じる損害の大きさに応じた金額を受け取れる保険』です。
損害を補う・償うことから『補償』と書きます。

第一分野 (生命保険)

<保険期間は長期が多い>

保障

死亡保険

年金保険

第三分野 (疾病・傷害)

<保険期間は商品次第>

がん保険
医療保険

介護保険

第二分野 (損害保険)

<保険期間は短期が多い>

火災保険
地震保険

自転車保険
自動車保険

補償

リスク	社会保険 等	主な民間保険
病気・ケガ	公的医療保険(高額療養費制度、傷病手当金の支給(健康保険のみ)等あり) ※年齢や職業等に応じ、健康保険/共済制度/国民健康保険/後期高齢者医療制度のいずれかに加入	民間医療保険、傷害保険、がん保険 等
業務上・通勤途上	労災保険	労働災害総合保険 等
老齢	公的年金(老齢年金)	個人年金保険 等
死亡	公的年金(遺族年金)	死亡保険(終身・養老・定期)等
介護・認知症	公的年金(障害年金) 公的介護保険 等	民間介護保険 認知症保険 等
障害	公的年金(障害年金)	障害保険 所得補償保険 就業不能保障保険 等
失業	雇用保険	-
損害賠償 等 (加害・自損・物損)	-	自賠責保険、賠償責任保険 自動車保険、自転車保険 等
火災・自然災害	-	火災保険、地震保険 等

※すべての公的保険・民間保険を網羅したものではありません。

4

民間保険の商品概要

- 生命保険は、病気・ケガ・死亡など万一の際に、本人や家族の生活などを保障します。主な種類は以下のとおりです。

死亡

定期保険・養老保険・終身保険

病気・ケガ

医療保険

老後

個人年金保険

介護

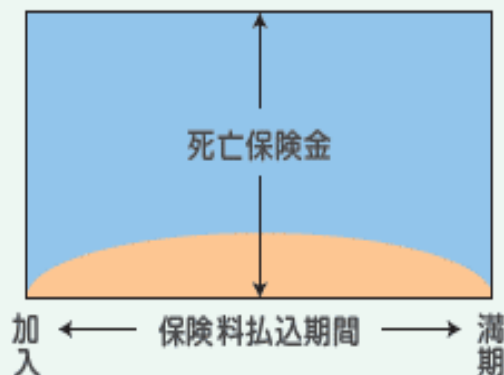
介護保険

○死亡に備える生命保険は、種類によって備えることができる期間や保険料の金額が異なります。

「定期保険・養老保険・終身保険」

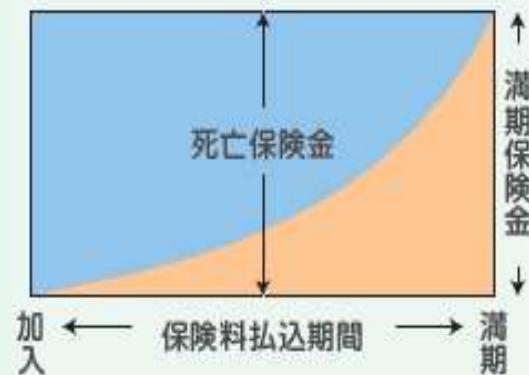
定期保険

保険期間は一定で、その間に死亡した場合に死亡保険金が受け取れる。



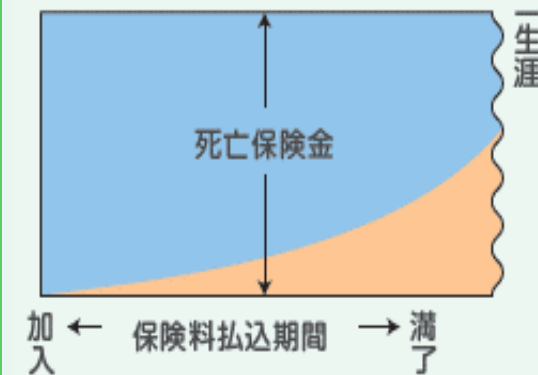
養老保険

保険期間は一定で、その間に死亡した場合に死亡保険金を、無事に満期を迎えたときには満期保険金を受け取れる。



終身保険

死亡保障が一生涯続き、死亡したときに死亡保険金を受け取れる。



※  は、将来の保険金の支払いに備えて積み立てられる部分を表しています。

○保険料や受け取れる金額など、保険の種類によって特徴があります。

条件

- 30歳契約、死亡保険金は1,000万円
- 定期保険、養老保険の保険期間は30年(60歳になるまで)、終身保険は一生涯
- 保険料払込期間は30年(60歳になるまで)

	定期保険		養老保険		終身保険	
性別	男性	女性	男性	女性	男性	女性
保険料	0.36万円	0.28万円	2.99万円	2.97万円	2.77万円	2.69万円
払込総額	128万円	102万円	1,075万円	1,067万円	996万円	969万円
60歳時の受取り	0万円	0万円	満期保険金 1,000万円	満期保険金 1,000万円	解約した場合の 解約返戻金 904万円	解約した場合の 解約返戻金 885万円

※保険料は月払で、生命保険会社または契約の内容によって異なります。

※生命保険文化センター「遺族保障ガイド」(2023年11月改訂版)をもとに作成

○医療保険は、病気やケガによる入院や手術に備えるものです。

※一般的なものを記載(保険契約により保障内容は異なる)

①入院給付金

(入院した場合に受け取れるお金)

日額●●円 × 入院した日数

②手術給付金

(手術した場合に受け取れるお金)

日額●●円 × 手術の種類に応じた
倍率(10・20・40倍)

事例

22日間入院、かつ手術を行った場合に1日「7,000円」が受け取れる「医療保険」に入っていたら…

①入院給付金(入院した場合に受け取れるお金)

「7,000円」× 22日 = 15.4万円

②手術給付金(手術した場合に受け取れるお金)

「7,000円」× 10倍の場合 = 7万円

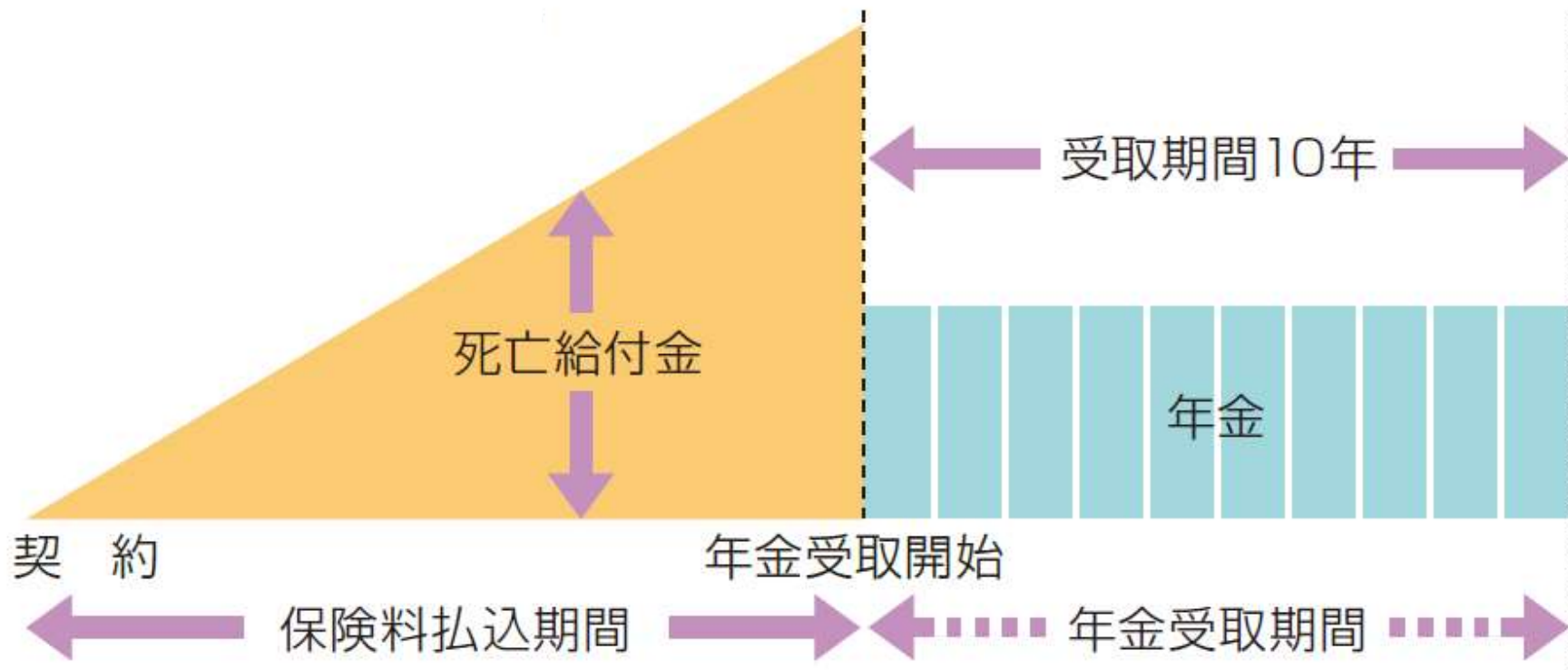
① + ② =

22.4万円

が受け取れる

「がん」など、特定の病気に特化した「医療保険(がん保険 等)」もあります。

○個人年金保険は、退職から公的年金が支給されるまでの「つなぎ資金」や、ゆとりある老後のための「上乗せ資金」に活用されています。



- ・契約した時に決めた年齢から年金を受け取ることができる。
- ・年金を受け取れる期間は10年、20年など決まっているものから 一生涯のものなど、様々。

○介護保険は、公的介護保険における自己負担分や、保障対象外の支出、収入の減少に備える役割があります。

①「一時金」で
お金が受け取れる

介護が必要な状態になったときに
まとまったお金が受け取れる。

②「年金形式」で
毎年お金が受け取れる

介護が必要な状態になったときに
一定期間、毎年お金が受け取れる。

一時金・年金の活用例

一時金・・・介護のための家の大規模リフォーム費用、老人ホームの入居費用など
年金形式・・・公的介護保険の自己負担や介護による収入の減少の補てんなど

- 損害保険は事故の際の損害を補償するため、補償範囲・種類は多岐にわたります。主な損害保険の種類は以下のとおりです。

モノや相手方に対する補償・賠償

自賠責保険

個人賠償責任保険

火災保険

地震保険

自動車保険

海外旅行保険

国内旅行保険

ペット保険

自分の身体などに対する補償

傷害保険

医療保険

介護保険

所得補償保険

「自賠責保険」

○ 自賠責保険(自動車損害賠償責任保険)
車による人身事故の被害者を救済することを目的に、すべての車が加入することを義務付けられている保険です。



補償内容

- 被害者1名につき、
- ケガの場合:120万円まで
 - 死亡の場合:3,000万円まで
 - 後遺障害の場合:4,000万円まで

特徴

- 強制加入(法律に基づく保険制度。車やバイクなどが加入の対象)。
- 被害者の人身損害について最低限の補償。補償内容や保険料は全ての保険会社で同じ。

(出所)損害保険協会 ホームページをもとに作成

「自動車保険」

○ 自動車保険
自賠責保険だけでは補償できない相手への賠償、自分のケガや車の損害などを幅広く補償してくれる任意加入の保険です。



補償内容

- 以下の補償を組み合わせることで契約
- 相手のケガなどの補償※
 - 相手の車やモノなどへの損害の補償※
 - 自分のケガの補償※
 - 自分の車の損害の補償 など
- ※限度額無制限可

特徴

- 商品内容は保険会社によって異なり、各補償内容を組み合わせることで契約できるほか、示談交渉サービスなどの付帯サービスがある。
- 保険料は過去の事故歴などに応じて割引・割増がある。

「火災保険」

- 火災保険は、火災だけでなく風水災等の自然災害や盗難等によって、建物や家財に生じた損害を補償する保険です。



補償内容

- 建物や家財に発生した直接的な損害（火災、落雷、破裂・爆発、風災・雹災・雪災、水災、外部からの飛来物、水漏れ、盗難等）。
- 損害が発生した際に付随的に発生する費用（消火活動に要した費用、災害時に必要となる臨時費用、焼け跡の後片付けにかかる費用、失火による近所へのお詫びにかかる費用など）。

特徴

- 補償内容や保険金額は契約ごとに定めて契約する。
- 高額な家財がある場合は契約時に申告が必要になることもある。
- 地震、噴火、津波を原因とする損害は補償対象外。

(出所)損害保険協会 ホームページをもとに作成

「地震保険」

- 地震保険は、火災保険では補償できない地震、噴火、津波を原因とする損害(火災・損壊・埋没・流失)を補償する保険です。



補償内容

- 損害状況により、「全損」、「大半損」、「小半損」、「一部損」のいずれかに認定。
- 損害状況に応じて、契約金額に対して全損100%、大半損60%、小半損30%、一部損5%の保険金支払い。
- 損害が「一部損」に至らない等の場合は、保険金は支払われない。

特徴

- 地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的として「地震保険に関する法律」に基づき国と損害保険会社が共同で運営。
- 火災保険にセットして加入しなければならない。
- 補償内容や保険料は全ての保険会社で同じ。
- 耐震強度に応じて割引がある。

「海外旅行保険」

○海外旅行保険は、海外旅行中のケガ・病気による死亡・後遺障害・治療費用のほか、賠償責任、携行品損害などを補償する保険です。



補償内容

- 海外旅行を目的として、自宅を出発してから帰宅するまでリスクを補償。事故例は以下のとおり。
- 1. 自分がケガや病気をした。
- 2. 他人にケガをさせた、他人のモノを壊した。
- 3. 誤ってホテルの部屋を水浸しにした。
- 4. 持っていったカメラを落として壊した。
- 5. ケガや病気で長期入院することになり、家族に現地の病院に来てもらった。

特徴

- 海外では高額になることが一般的な治療費も補償。
- 病院紹介等のサービス付き保険商品もある。
- クレジットカードにセットされている場合もあるが、条件付きであることや、補償範囲などが限定的であることがあるため確認が必要。

(出所)損害保険協会 ホームページをもとに作成

「国内旅行保険」

○国内旅行保険は、国内旅行中のケガによる死亡・後遺障害・治療費用のほか、賠償責任、携行品損害などを補償する保険です。

補償内容

- 国内旅行を目的として、自宅を出発してから帰宅するまでリスクを補償。事故例は以下のとおり。
- 1. 自分がケガをした。
- 2. 他人にケガをさせた、他人のモノを壊した。
- 3. 誤って売店の展示品を壊した。
- 4. 持っていったカメラを落として壊した。
- 5. ケガで長期入院することになり、家族に現地の病院に来てもらった。

特徴

- 海外旅行保険とは異なり、旅先での病気については補償の対象外。

「個人賠償責任保険」

- 個人賠償責任保険は、日常生活で他人にケガをさせた、他人の物を壊した等の損害賠償責任に伴う損害を補償する保険です。



補償内容

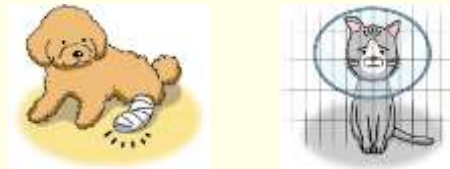
- 補償の対象は他人の「身体」や「モノ」の損害を補償。事故例は以下のとおり。
- 1. お店で代金を支払う前に商品を落して壊した。
- 2. 飼い犬を散歩中、飼い犬が他人にケガをさせた。
- 3. 野球のバットでそばにいた人にケガをさせた。
- 4. 誤ってベランダから鉢植えを落とし、駐車中の他人の車にキズをつけた。
- 5. 自転車に乗っていて、歩行者をはねた。

特徴

- 他の保険の特約で加入することが一般的。「自転車保険」として販売されている商品は傷害保険とのセットになっていることが多い。
- 「同居の親族や別居の未婚の子」等が補償対象。

「ペット保険」

- ペット保険は、公的な医療保険制度がないため全額自己負担となるペットの治療費を補償する保険です。



補償内容

- 犬や猫などのペットのケガや病気にかかる治療費や診察費を補償。

特徴

- ペットとして認められる動物の種類が限定されている場合がある。
- 動物病院が保険会社と提携している場合、ペット保険の保険証提示で窓口での支払いが保険による補償分を除いた自己負担分のみの場合あり。

「傷害保険」

- 傷害保険は、「急激・偶然・外来の事故」によりケガをした結果、入院・通院、死亡した場合などに保険金が支払われる保険です。



補償内容

- 健康保険ではカバーされない範囲を補償。
- ケガによる入院費用、後遺障害などの様々な損害に備える保険。

特徴

- 実損払いではなく、契約時に定めた保険金額が支払われる「定額払い」。
- 病気による損害は補償の対象外。
- 家族のケガも補償対象に含めることが可能。

(出所)損害保険協会 ホームページをもとに作成

「医療保険」

- 医療保険は、ケガや病気で入院・通院した場合などに保険金が支払われる保険です。



補償内容

- 入院保険金や手術保険金、通院保険金のほか、先進医療を受けたときに要する費用(技術料等)などの補償あり。
- 保険会社・保険商品によって様々な補償内容。

特徴

- 健康保険などの公的医療保険で「高額療養費制度」あり。それ以外の自己負担分に備える。
- 補償の対象をがんに限定した「がん保険」もある。



5 保険契約

① 社会保険の保障内容を理解したうえで、自身または家族のリスクを考える



② 考えられるリスクに応じて必要な保障(補償)内容の検討



※保険会社、保険代理店等を通じて情報収集を行ったり、必要に応じてFP等の専門家に相談。

③ 保険料の見積り、契約内容および重要事項を確認



※契約概要、注意喚起情報、ご契約のしおり、約款を必ず確認。

⑥ 契約の成立
保険証券の確認



※契約内容が自身の意向に沿っているかを必ず確認。

⑤ 保険料の払い込み
保険会社で引き受け



④ 契約内容の決定
申込書の提出



※契約締結にあたっては、保険会社から告知を求められたものに対して、正しく事実を告げる義務がある。
※告知義務については詳細後述

① 保険事故の発生



② 保険会社・保険代理店等への連絡

※交通事故や盗難、火災などの事故が発生した場合には、損害保険会社への連絡の前に、ケガ人の救護などを行い、警察署や消防署などの公的機関に事故の届出が必要。

③ 保険金請求に必要な書類の受取・記入



⑥ 保険金・給付金の受け取り



⑤ 保険会社による書類および事実の確認



④ 保険金請求に必要な書類の提出



- 保険は多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障(補償)しあう仕組みです。契約する人々の間の公平性を保つために、契約者または被保険者は『保険会社から告知を求められた事項を保険会社に正しく伝える義務』があり、このことを『告知義務』と言います。

【注意】

告知事項を正しく伝えていないと、保険に加入しても保険事故発生時に保険金・給付金を受け取れない。

告知事項例

- 生命保険の場合: 過去の病歴や事故歴、現在の健康状態、職業 など
※告知書による場合のほか、医師の診査や健康診断結果の提出などがあります。
- 自動車保険の場合: 自動車の用途、前契約の等級や事故の有無などの情報 など
- 火災保険の場合: 建物の構造・用法、建物の所在地 など

※ 通知義務について(損害保険の場合)

契約者または被保険者は、告知事項のうち、危険が高くなり、保険料が不足する状態になるもので、保険会社が通知することを求めた事項は、遅滞なくその事実を通知しなければなりません。このことを『通知義務』と言います。

- 保険契約も、「申し込みの撤回(クーリング・オフ)」の対象です。
『**申し込みの撤回ができる期間は8日以内**』です。
- なお、契約期間が1年以下の契約等はクーリング・オフ対象外のため、損害保険の大半はクーリング・オフ対象外となります。

一般的に、「クーリング・オフに関する書面を受け取った日」か「申込日」のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内ならば申し込みを撤回できます。



- クーリング・オフをすると、**保険料はそのまま返金**されます。
- 保険会社や商品によっては9日以上の間を設けている場合もあります。
- 契約にあたって医師による診査を受けた場合など、クーリング・オフができない場合もあります。

- 保険には『約款』という重要な規程があり、保険金が支払われる場合、支払われない場合の条件などが定められています。
- 例えば、①約款に定める支払事由に該当しない場合、②免責事由に該当した場合、③告知義務違反による解除の場合、④詐欺や不法取得等の目的で請求した場合などには支払われないことがあります。

(例)個人賠償責任保険の場合

保険金が支払われる主なケース

- 日常生活に起因する偶然の事故や、個人賠償責任保険の記名被保険者が住んでいる住宅の所有・使用・管理に起因する偶然の事故により、他人にケガをさせたり、他人の財物に損害を与えたりして、法律上の損害賠償責任を負ったとき など

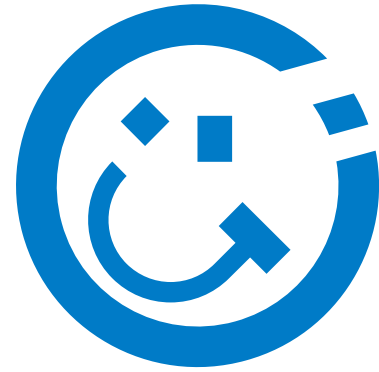
保険金が支払われない主なケース

- 故意によって生じた賠償責任
- 地震・噴火・津波・暴動などに起因する賠償責任
- 仕事上の賠償責任
- 同居の親族に対する賠償責任
- 借用している物に対する賠償責任
- 飛行機、船舶、自動車などの所有・使用・管理に起因する賠償責任 など

基礎用語	解説
保険約款 (やっかん)	保険会社が保険契約の内容や条件などを定型的に定めた契約条項のことをいい、一般的な契約内容を定めた「普通保険約款」と、その内容を追加・変更・削除する「特約」がある。
契約者	保険契約の当事者のうち、保険料を支払う義務を負う人。
保険者	保険契約の当事者のうち、保険給付を行う義務を負う人。一般的には保険会社が該当。
被保険者	生命保険契約においては、その人の生死などが保険の対象となっている人。損害保険契約においては、保険事故の発生によって経済的損失をこうむる可能性のある人。
保険金受取人	保険金・給付金・年金などを受け取る人。
保険料	契約者が保障(補償)を得る対価として保険会社等に払い込むお金。
保険事故	保険金・給付金の支払い対象となる事象。(死亡・ケガ・病気・交通事故・火事・自然災害など)
保険金	死亡・高度障害の場合や満期まで生存した場合、または事故により損害が生じた場合などに、保険契約に基づいて保険会社から保険金受取人または被保険者に支払われるお金。
給付金	被保険者が入院したときや手術をしたとき等に支払われるお金。

6

参考



	定期保険	終身保険
保障イメージ	<p>同じ保険金額の場合 更新のたびに保険料が上がる</p> <p>※図は更新型定期保険の場合</p>	<p>同じ保険金額が一生継続 保険料が一定</p> <p>※図は終身払の終身保険の場合</p>
保障期間	一定期間 (満期まで定期的に更新等あり)	一生
保険料	(同等の保障内容の場合) 低額	(同等の保障内容の場合) 高額
見直し	必要に応じて保障が見直しやすい	保障の見直しには向いていない
解約返戻金	ほとんどの場合なし	あり(早期解約は不利益)
保険料控除	一般生命保険料控除の対象	

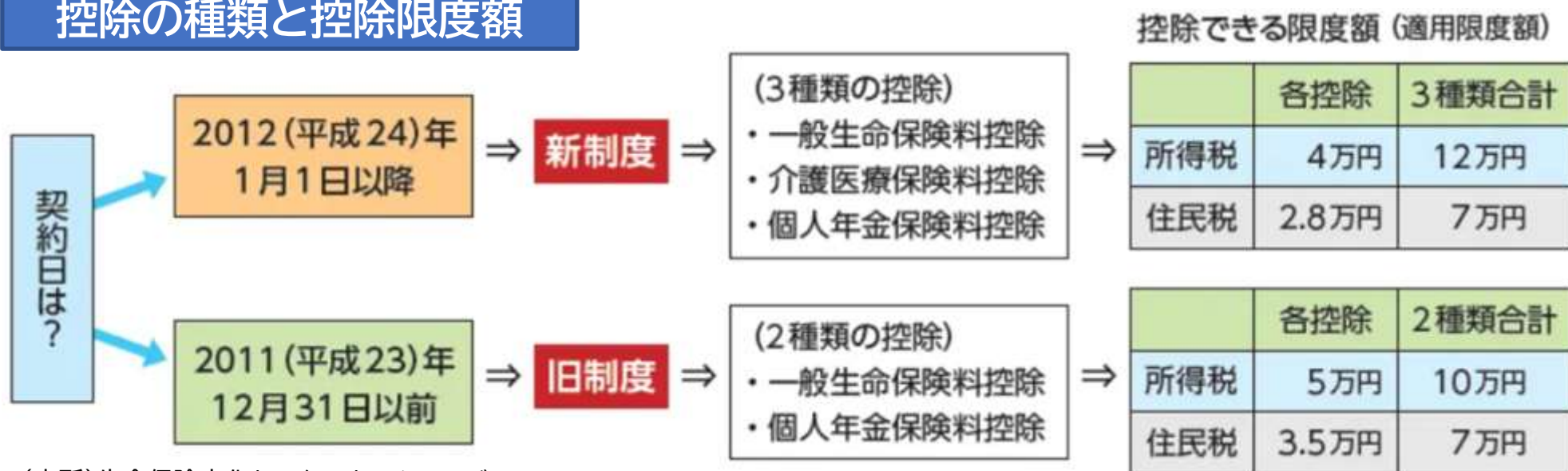
- 『**生命保険料控除**』は、所得控除の1つです。
- 払い込んだ生命保険料に応じて、一定の金額が契約者(保険料負担者)のその年の所得から差し引かれる制度で、税率を掛ける前の所得が低くなることにより所得税、住民税の負担が軽減されます。

控除対象

一般生命保険料控除 (生命保険)	生存または死亡に起因して一定額の保険金、その他給付金を支払うことを約する部分に係る保険料。 大部分の生命保険商品が該当。
介護医療保険料控除 (生命保険・損害保険)	入院・通院等にもなう給付部分に係る保険料。 第三分野商品が該当するため、損害保険商品も該当。
個人年金保険料控除 (生命保険)	個人年金保険料税制適格特約の付加された個人年金保険契約等に係る保険料。 ※受取人、保険料払込期間、受取時期などの条件を満たすことが必要。

○生命保険料控除を適用するためには、年末調整もしくは確定申告を行う必要があります。

控除の種類と控除限度額



(出所)生命保険文化センターホームページ

新旧両制度の契約がある場合、新制度と旧制度でそれぞれ計算して合計することができ、制度全体の適用限度額は、所得税12万円、住民税7万円です。

- ※ 控除額は、実際に支払った保険料に応じて、定められた計算式により算出されます。
- ※ 23歳未満の扶養親族がいる世帯の場合、2026(令和8)年における新制度の一般生命保険料控除(所得税)の上限額は6万円となります(合計適用限度額〔一般生命保険料控除、介護医療保険料控除、個人年金保険料控除〕は12万円から変更なし)。

- 『地震保険料控除』は、所得控除の1つです。
- 地震保険の払込保険料に応じて、一定の額がその年の契約者(保険料負担者)の課税所得から差し引かれ、税負担が軽減されます。

控除対象額

控除対象額	
所得税	地震保険料の全額(最高50,000円)
個人住民税	地震保険料の1/2(最高25,000円)

旧長期損害保険に係る経過措置

2007年1月に地震保険料控除が創設され、従前の損害保険料控除は2006年12月末で廃止となりました。ただし、2006年12月末以前始期の保険期間10年以上の積立型保険は、従前の損害保険料控除の対象となる場合があります。

- 個人の考えによって必要な保障は異なりますが、保険に加入する目的は万一のリスクに備えて、「必要な保障を買う」ということです。
- 備える保障について、「保障だけ」か「保障＋貯蓄」を備えたいかにより検討する保険の内容が異なります。

	保障だけ(いわゆる掛け捨て)	保障＋貯蓄
保障イメージ		<p>保障は終了、貯蓄は残る</p>
保険料	保障の分だけ支払うので低額	保障＋貯蓄分を支払うので高額
保険商品	定期保険、損害保険	終身保険、養老保険
見直し	必要に応じて保障が見直しやすい	保障の見直しには向いていない
特徴	必要な保障を必要な期間だけ	長期継続した場合、実質的負担は少ない